

釜石市市営建設工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する要綱

○釜石市市営建設工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する要綱

平成7年1月25日

告示第4号

改正 平成13年2月1日告示第9号

平成18年2月1日告示第5号

平成27年1月30日告示第47号の2

(題名改称)

平成27年10月13日告示第259号の3

釜石市工事契約の参加資格及び格付基準等に関する要綱(昭和56年釜石市告示第94号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、市営建設工事の請負契約を締結する場合における競争入札の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平27告示47の2・一部改正)

(資格要件)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、競争入札の参加資格に係る審査(以下「審査」という。)を受けなければならない。この場合において、審査を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けている者
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けた者
- (3) 市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税(以下「市税等」という。)を滞納していない者
- (4) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に違反していない者
- (5) 釜石市暴力団排除条例(平成27年釜石市条例第37号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者のいずれにも該当しない者

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)は、審査を受けることができない。

(平27告示47の2・平27告示259の3・一部改正)

(申請書の提出)

第3条 前条に規定する資格を有する者で、審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める日までに、市営建設工事競争入札参加資格審査申請書を市長に提出しなけれ

釜石市市営建設工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する要綱

ばならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 営業所一覧表
- (2) 工事経歴書(基準日の直前2年間の完成及び未完成工事)
- (3) 経営事項審査結果通知書又は経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書
- (4) 直前2年間の年間平均完成工事高
- (5) 技術職員名簿
- (6) アスファルトフィニッシャー保有調書(舗装工事を希望する者に限る。)
- (7) 船舶所有調書(海中土木工事を希望する者に限る。)
- (8) 納税証明書(納期到来済みの市税等の完納を証明するもの)
- (9) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書
- (10) 年間委任状(本店以外の営業所において参加を希望する者に限る。)
- (11) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類又は誓約書(第3号の書類で加入について確認できない者に限る。)
- (12) その他市長が必要と認める書類

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項の規定による提出期間にかかわらず、当該各号に定める理由の生じた都度、申請書を提出することができる。

- (1) 当該年度の参加資格を認められていた者(以下「資格者」という。)から営業用資産を承継した者
- (2) 資格者が所有していた営業用資産をもって設立した法人
- (3) 資格者が他の法人と合併して設立した法人
(平13告示9・平18告示5・平27告示47の2・一部改正)

(変更の届出)

第4条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事実を証明する書類の写しを添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 商号又は名称及び代表者を変更したとき。
- (3) 建設業の許可の更新、変更、取得又は廃止をしたとき。
- (4) 営業所の名称、所在地等を変更したとき。

(平18告示5・一部改正)

(種類別の区分及び等級別格付)

第5条 市長は、申請者について、釜石市工事指名選考委員会(以下「指名選考委員会」という。)の意見を聴いて、建設工事の種類別の区分をし、必要に応じて等級別の格付を行う。

釜石市市営建設工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する要綱

2 前項の等級別の格付は、次に掲げる事項について審査のうえ行う。

- (1) 経営事項審査結果通知書の各項目の数値
- (2) 工事の種類別工事成績
- (3) その他必要と認める事項

(平18告示5・一部改正)

(業者の資格及び通知)

第6条 市長は、前条の種類別の区分及び等級別の格付を決定したときは、次の各号の区分により釜石市営建設工事等請負資格者名簿に登録し、第1号に規定する者に対しては、これを通知する。

(1) 市内業者 市内に居住する個人及び市内に所在する建設業法第3条第1項の営業所。ただし、本店以外の者については、次の要件を全て満たした者に限る。

ア 当該営業所の代表者が工事請負契約に関わる一切の権限を委任されていること。

イ 釜石市に当該営業所に係る法人設置届を提出していること。

(2) 市外業者 前号に規定する者以外の者

(平18告示5・平27告示47の2・一部改正)

(資格の有効期間)

第7条 資格の有効期間は、2会計年度とする。ただし、2会計年度経過後においても、新たな格付資格を行うまでの間に限り、有効期間を延長できるものとする。

2 前項の有効期間の中間年等に追加された資格者に係る資格の有効期間の終期は、当初資格者と同様とする。

(平18告示5・一部改正)

(資格の喪失)

第8条 資格者が第2条の規定による資格要件を失ったときは、資格を喪失するものとする。

(平18告示5・全改)

(資格の取消し)

第9条 市長は、資格者が政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する場合(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)においては、指名選考委員会の意見を聴いて資格を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、当該資格者に通知するものとする。

(平18告示5・平27告示47の2・一部改正)

(参加資格及び参加者の指名)

第10条 市長は、一般競争入札の場合に参加資格を設定するとき及び指名競争入札の場合に参加者を指名するときは、指名選考委員会の意見を聴いて、第5条の種類別の区分及び等級別の格付に基づいて行うものとする。

釜石市市営建設工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する要綱

- 2 前項の規定にかかわらず、契約の内容に適合した履行を確保するために、特に必要があると市長が認めるときは、等級の格付によらないで設定、指名することができる。

(平27告示47の2・全改)

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、市営建設工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等に関し必要な事項は、市長が指名選考委員会の意見を聴いて定める。

(平27告示47の2・一部改正)

附 則

- 1 この要綱は、平成7年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の釜石市工事契約の参加資格及び格付基準等に関する要綱の規定により、現に市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札の参加資格を認められている者については、この要綱により認められたものとみなし、施行日以後、この要綱を適用する。

附 則(平成13年2月1日告示第9号)

この告示は、平成13年2月1日から施行する。

附 則(平成18年2月1日告示第5号)

この告示は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成27年1月30日告示第47号の2)

この告示は、平成27年2月1日から施行する。

附 則(平成27年10月13日告示第259号の3)

この告示は、平成27年10月13日から施行する。